

証券コード 7491  
平成19年6月8日

株 主 各 位

名古屋市中区大須三丁目11番19号  
株式会社オーエー・システム・プラザ  
代表取締役社長 大喜章徳

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月25日（月曜日）午後7時までには到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号  
名古屋商工会議所 3階第6会議室

### 3. 目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第25期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件          |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                      |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件                     |
| 第4号議案 | 当社の取締役に対するストックオプション報酬等上限枠設定の件 |

- 第5号議案 当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第6号議案 当社の取締役に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件
- 第7号議案 当社子会社の取締役に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件

以 上

.....

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。本通知の添付書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oasystem.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や雇用の改善が進み、首都圏においては個人消費にも明るさが見られる中、緩やかに景気は回復基調で推移しております。しかしながら「ゼロ金利政策」解除による金利上昇への懸念や、地域格差が拡大している中、個人消費の全国的な回復には今しばらく時間を要するものと思われま

す。このような状況のもと、当社グループは各事業分野において活発な営業活動を推し進めるとともに、引き続き経費の削減に努力し、収益力の向上に取り組んでまいりました。

当社グループにおける事業分野では、PC販売事業は新OS発売前の買い控えの影響で昨年末に需要が低迷し、上期は堅調に推移したものの、通期での業績は落ち込みました。IT・デジタルメディア・コンテンツ事業は、雇用回復、マイクロソフトの新OS発売などの背景により堅調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高124億58百万円、経常利益39百万円、当期純損失2億28百万円となりました。

なお、前連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、前連結会計年度との対比の記載は省略しております。

#### (PC販売事業)

PC販売事業は昨年秋ごろからマイクロソフトの新OSである「WindowsVISTA」発売前の買い控えにより、本来一年を通して最大の需要期であるはずの年末商戦において苦戦を強いられました。またPC DEPOT店舗としては運営効率を上げる為、愛媛県内にあった2店舗を松山市内の店舗に統合し、沖縄県内の1店舗を土地の貸し主の都合により賃貸借契約の解除申し出を受け退店をした結果、現在9店舗での営業となっております。

#### (IT・デジタルメディア・コンテンツ事業)

ITスタッフ派遣部門におきまして株式会社パナッシュはパイリンガルのIT人材に特化した派遣及び紹介事業により特異なポジションを確立し、システム構築・運営の

アウトソーシングの受注に重点をおいて活動してまいりました。

システムコンサルティング部門において、マイクロソフト社を主要顧客にもつ株式会社ディーアンドアール・インテグレイツは顧客情報などのデータベースを基にWEB企画からシステムの構築・運営を行い、加えて販売促進活動の支援などにより幅広くサービスを提供しています。

広告部門におきまして、株式会社ダイヤモンドエージェンシーはダイヤモンド社向け及び三井住友カード向けについて好調に推移し、インターネットを利用したインタラクティブ部門の強化を行いました。

#### (投資事業)

当連結会計年度におけるIT・デジタルメディア・コンテンツ事業関連のM&A案件はありませんでした。

#### (不動産賃貸事業)

自社所有の土地・建物を有効利用し計画通りに推移しております。

### (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原油高や長期金利の上昇懸念等の先行き不透明感がある中、企業収益の改善や設備投資の拡大などにより個人消費も堅調に推移するものと思われれます。IT関連の小売業界におきましても、個人消費は改善傾向にあるものの、家庭におけるパソコン普及率が頭打ちとなり今後も厳しい状況が続くものと思われれます。

このような状況の下、当社グループといたしましては、PC販売事業拡大のため新規出店を積極的に行いつつ、営業内容においては技術手数料収入を基軸とした販売促進で収益率アップを図ってまいります。

また、IT・デジタルメディア・コンテンツ事業につきましては、ITスタッフ派遣部門は、日本経済の回復基調に伴う雇用状況の改善により順調に推移しており、M&Aによる積極的な投資を行っていく予定であります。

当社グループといたしましては、引き続き、戦略的コンサルティング、ブランディング、インタラクティブサービスを展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等及び資金調達の状況

当期の設備投資はありませんでした。

当期における重要な資金調達はありませんでした。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 22 期 (平成16年9月期)	第 23 期 (平成17年3月期)	第 24 期 (平成18年3月期)	第 25 期 (当連結会計年度 平成19年3月期)
売 上 高(百万円)	15,973	5,366	8,125	12,458
経常利益( 経常損失)(百万円)	379	1,095	2	39
当期純利益( 純損失)(百万円)	517	6,105	68	228
1 株 当 た り 当期純利益( 純損失) (円)	80.00	487.30	2.84	5.83
総 資 産(百万円)	10,182	5,844	9,286	9,897
純 資 産(百万円)	4,891	91	6,105	5,824
1株当たり純資産 (円)	767.27	6.33	155.77	148.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益( 純損失)は、期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数は自己株式数を除いて計算しております。
2. 1株当たり純資産は、期末株式数により算出しております。なお、期末株式数は自己株式数を除いて計算しております。
3. 第23期は決算期変更により6ヶ月の変則決算であります。
4. 第22期から第24期については、個別の業績を記載しております。

#### (5) 主要な事業内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、親会社1社及び連結子会社4社で構成されており、事業部門としてPC販売事業、不動産賃貸事業、投資事業及びIT・デジタルメディア・コンテンツ事業を行っております。

#### (6) 主要な営業拠点

当社

本 社 名古屋市中区大須三丁目11番19号

営業店 9店舗

青 森 県	PC DEPOT八戸新井田店	(八戸市)
岩 手 県	PC DEPOT盛岡仙北店	(盛岡市)
	PC DEPOT北上店	(北上市)
福 島 県	PC DEPOT福島西店	(福島市)
愛 知 県	PC DEPOT岡崎戸崎店	(岡崎市)
	PC DEPOT半田インター店	(半田市)
徳 島 県	PC DEPOT徳島店	(徳島市)
愛 媛 県	PC DEPOT松山店	(松山市)
沖 縄 県	PC DEPOT豊見城店	(豊見城市)

## 子会社

会社名	店舗名 その他	所在地	事業部門等 の名称
東西キャピタル(株)	本社	東京都港区	投資事業
(株)パナッシュ	本社	東京都渋谷区	ITソリューション事業
(株)ディーアンドアール・ インテグレイツ	本社	東京都渋谷区	ITソリューション事業
(株)ダイヤモンド エージェンシー	本社	東京都港区	広告事業

### (7) 当社グループの従業員の状況

従業員数 200名

(注) 上記従業員には、臨時従業員（パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。

### (8) 重要な親会社及び子会社の状況

#### 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社アポロ・インベストメント（現ステラ・グループ株式会社）で、同社は、当社の株式を17,535千株（議決権株式総数の44.9%）所有しております。

#### 重要な子会社の状況

名称	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
東西キャピタル(株)	250,000	100.0	投資事業 子会社管理・業務指導
(株)パナッシュ	45,713	100.0 (100.0)	ITソリューション事業 人材派遣業
(株)ディーアンド アール・インテグレイツ	20,000	100.0 (100.0)	ITソリューション事業
(株)ダイヤモンド エージェンシー	200,000	90.0 (90.0)	広告事業

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) りそな銀行	1,515,692
(株) 三井住友銀行	127,499
(株) みずほ銀行	90,000
(株) 名古屋銀行	62,130
さわやか信用金庫	60,132
(株) 中京銀行	45,100
(株) 三菱東京UFJ銀行	5,845

千円

(10) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社グループは、利益配分について、株主への利益還元を最重要な課題と考え、今後の事業展開のための財務体質の充実を勘案しながら、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。

2. 会社の株式に関する事項

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 135,000,000株        |
| (2) 発行済株式の総数 | 39,194,200株         |
|              | (自己株式1,215,800株を除く) |
| (3) 株 主 数    | 2,161名              |

(4) 大株主の状況

株 主 名	持株数	出資比率
	千株	%
(株)アポロ・インベストメント (現ステラ・グループ(株))	17,535	44.73
日本証券金融(株)	3,087	7.87
クレディアグリコールスイスエスエー	1,212	3.09
エスアイエスセガインターセトルエージー	745	1.90
大 喜 一 夫	685	1.74
松井証券(株)(一般信用口)	673	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (りそな信託銀行再信託分・ シーキューブ(株)退職給付信託口)	600	1.53
(株)アルファ・インベストメント	498	1.27
イ ー エ フ ジ ー バ ン ク	476	1.21
バンクジュリウスベアアンドカンパニーリミテッド	375	0.95

(注) 当社の自己株式1,215千株は含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として  
交付された新株予約権等の内容の概要

	取 締 役 (社外取締役を除く)	監 査 役
保 有 者 数	3	3
新 株 予 約 権 の 数	120	40
目的である株式の種類 及 び 数	普通株式 120,000株	普通株式 40,000株
新株予約権の払込金額	払い込みを要しない	
新株予約権の行使価額	1個につき314,000円	
新株予約権の行使期間	平成18年12月22日から平成26年12月20日まで	
新株予約権の行使条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	大 喜 章 徳	ファースト・パートナーズ・グループ(株) 代表取締役
取 締 役 会 長	平 山 達 大	(株)アポロ・インベストメント (現ステラ・グループ(株)) 代表 取締役会長
取 締 役 副 社 長	ブンガン・マクマーン	(株)ダイヤモンドエージェンシー 取締役副社長COO
取 締 役	加 納 順 一	財務担当
取 締 役	長谷川 泰 規	店舗開発担当
取 締 役	アンドリュー・マンケヴィッチ	(株)アポロ・インベストメント (現ステラ・グループ(株)) 取締 役
取 締 役	笠 間 康 弘	(株)ピーシーデボコーポレーショ ン 経 理 ・ 財 務 本 部 課 長
常 勤 監 査 役	藤 井 弘 之	
監 査 役	佐 藤 修 一	日新化成工業(株)代表取締役社長
監 査 役	太 原 正 裕	

- (注) 1. 笠間康弘氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役佐藤修一及び太原正裕の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社の執行役員は平成19年3月31日現在、岡田晃生、毛屋孝之、神野一彦、福嶋 保の4名であります。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	7 名	28,082 千円
監 査 役	3 名	8,178 千円
合 計	10 名	36,260 千円

- (注) 1. 株主総会の決議（平成3年12月25日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額100,000千円であり、株主総会の決議（平成3年12月25日改定）による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。  
 2. 上記には、使用人兼務取締役1名に対する使用人給与相当額4,497千円は含まれておりません。

##### (3) 社外役員に関する事項

取締役 笠間 康弘

ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
 該当事項はありません。

- イ．他の会社の社外役員の兼任状況  
該当事項はありません。
- ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- エ．当事業年度における主な活動状況  
ＦＣ本部の財務担当者としての専門的見地から活発に発言を行っております。
- オ．責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするしております。

監査役 佐藤 修一

- ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
日新化成工業株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社とは取引関係はありません。
- イ．当事業年度における主な活動状況  
製造業の経営に携わってきた者としての豊富な経験から活発に発言を行っております。
- ウ．責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするしております。

監査役 太原 正裕

- ア．他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
ファースト・パートナーズ・グループ株式会社の取締役であります。
- イ．当事業年度における主な活動状況  
経営学部准教授としての専門的見地から活発に発言を行っております。
- ウ．責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

13,500千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額

13,600千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制制度の構築支援業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、当社都合の場合、または、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

役職員・使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規定を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がトップマネジメント、取締

役会、監査役に報告される体制を構築する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役・執行役員の中から任命し、その者が作成する文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は文書管理規定により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏無きよう確認する。

内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。

内部監査室の活動を円滑にするために、個別規定、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

内部監査室は、リスク管理規定の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

内部監査室は責任を持ってリスク管理の状況を監査し、取締役会において改善策を審議・決定する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監査等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室は、四半期ごとに子会社及び関連会社（以下、子会社等という）のリスク情報の有無を監査する。

子会社等の損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。当社と親会社及び子会社等との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引または会計処理を防止するため、親会社及び子会社等の内部監査室またはこれに担当する部署と十分な情報交換を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その懲戒については監査役の承認を要するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとする。前項の報告事項として、主なものは次の通りとする。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 当社の親会社、子会社及び関連会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 経営会議で決議された事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。さらに、監査役は必要に応じて会計監査人から会計監査内容について説明を受けることができ、会計監査人と定期的に情報交換を行うことができる。

---

(注) 本事業報告中における記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,205,043	流動負債	2,531,317
現金及び預金	2,001,077	支払手形及び買掛金	1,141,839
受取手形及び売掛金	1,124,130	短期借入金	611,800
たな卸資産	968,972	1年内償還予定社債	30,000
その他	114,869	1年内返済予定長期借入金	286,972
貸倒引当金	4,007	未払金	219,395
固定資産	5,649,863	未払法人税等	49,239
有形固定資産	2,701,171	賞与引当金	18,490
建物及び建築物	497,011	その他	173,580
土地	2,163,624	固定負債	1,541,104
その他	40,535	社債	75,000
無形固定資産	1,173,474	長期借入金	1,007,626
のれん	1,150,900	繰延税金負債	24,683
その他	22,574	退職給付引当金	137,309
投資その他の資産	1,775,217	預り保証金	193,612
投資有価証券	665,365	その他	102,874
差入保証金	1,080,033	負債合計	4,072,421
その他	29,818	(純資産の部)	
繰延資産	42,147	株主資本	5,866,049
新株発行費	42,147	資本金	3,070,080
資産合計	9,897,054	資本剰余金	3,011,288
		利益剰余金	160,802
		自己株式	54,515
		評価・換算差額等	63,216
		その他有価証券評価差額金	63,216
		新株予約権	21,800
		純資産合計	5,824,632
		負債純資産合計	9,897,054

## 連結損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,458,642
売 上 原 価		9,609,090
売 上 総 利 益		2,849,551
販売費及び一般管理費		2,730,125
営 業 利 益		119,426
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,068	
受取手数料	14,654	
そ の 他	9,200	27,923
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,248	
新株発行費償却	42,871	
そ の 他	13,239	107,359
経 常 利 益		39,990
特 別 利 益		
解約違約金収入	24,828	
受取保険金	48,330	
そ の 他	8,792	81,950
特 別 損 失		
固定資産除却損	19,968	
減 損 損 失	80,460	
店舗転貸損失	85,155	
投資有価証券評価損	38,192	
そ の 他	35,056	258,832
税金等調整前当期純損失		136,891
法人税、住民税及び事業税	67,251	
法 人 税 等 調 整 額	24,247	91,499
当 期 純 損 失		228,391

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 高 残	3,070,080	3,011,288	69,288	54,388	6,096,268
当 期 変 動 額					
役 員 賞 与			1,700		1,700
当 期 純 損 失			228,391		228,391
自己株式の取得				127	127
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	230,091	127	230,218
平成19年3月31日 高 残	3,070,080	3,011,288	160,802	54,515	5,866,049

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日 高 残	9,829	63,200	6,169,297
当 期 変 動 額			
役 員 賞 与			1,700
当 期 純 損 失			228,391
自己株式の取得			127
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	73,046	41,400	114,446
当期変動額合計	73,046	41,400	344,664
平成19年3月31日 高 残	63,216	21,800	5,824,632

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

東西キャピタル株式会社

株式会社バナッシュ

株式会社ディーアンドアール・インテグレイツ

株式会社ダイヤモンドエージェンシー

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東西キャピタル株式会社の決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日の3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

デリバティブ……時価法

たな卸資産

商 品……移動平均法による原価法

仕 掛 品……個別法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 16～50年

無形固定資産……定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....当社は、従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）を計上しております。

なお、一部の連結子会社については、退職金制度の廃止に伴う打切支給額を退職給付引当金に含めております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、20年間の定額法により償却しております。

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

### (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,802,832千円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部においては、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

現金及び預金	69,709千円
建物及び構築物	440,522千円
土地	2,001,703千円
差入保証金	2,351千円
合	計 2,514,287千円

#### (2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	30,885千円
短期借入金	600,000千円
1年内返済予定長期借入金	262,798千円
長期借入金	927,623千円
合	計 1,821,306千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,367,112千円

3. 受取手形割引高 172,057千円

### 4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が期末残高に含まれております。

支払手形	15,230千円
------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数	
普通株式	40,410,000株
2. 自己株式の種類及び数	
普通株式	1,215,800株
3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。） の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	10,224,000株
4. 自己新株予約権の種類及び数	
普通株式	2,300,000株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	148円05銭
2. 1株当たり当期純損失	5円83銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

.....  
(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成19年5月18日

株式会社オーエー・システム・プラザ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 水野信勝 ⑩

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 石倉平五 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーエー・システム・プラザの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーエー・システム・プラザ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第25期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月21日

株式会社オーエー・システム・プラザ監査役会

常勤監査役 藤 井 弘 之 ①

監 査 役 佐 藤 修 一 ①

監 査 役 太 原 正 裕 ①

(注) 監査役 佐藤修一及び太原正裕は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,092,267	流動負債	1,465,363
現金及び預金	1,507,796	買掛金	442,050
売掛金	294,590	短期借入金	600,000
商品	944,373	1年内返済予定長期借入金	262,798
貯蔵品	587	未払金	58,693
前払費用	5,485	未払費用	22,359
未収入金	39,341	未払法人税等	17,867
短期貸付金	300,000	賞与引当金	18,490
その他	175	その他	43,104
貸倒引当金	85	固定負債	1,225,589
固定資産	5,351,845	長期借入金	927,623
有形固定資産	2,629,490	退職給付引当金	56,797
建物	446,586	長期未払金	86,851
構築物	9,290	預り保証金	154,317
工具器具備品	11,538	負債合計	2,690,952
土地	2,162,075	(純資産の部)	
無形固定資産	5,905	株主資本	5,832,706
ソフトウェア	2,593	資本金	3,070,080
電話加入権	3,312	資本剰余金	3,011,288
投資その他の資産	2,716,449	資本準備金	2,951,360
投資有価証券	606,452	その他資本剰余金	59,928
関係会社株式	1,138,700	利益剰余金	194,146
長期前払費用	11,404	その他利益剰余金	194,146
差入保証金	959,891	繰越利益剰余金	194,146
繰延資産	39,694	自己株式	54,515
新株発行費	39,694	評価・換算差額等	61,651
		その他有価証券評価差額金	61,651
		新株予約権	21,800
資産合計	8,483,807	純資産合計	5,792,854
		負債純資産合計	8,483,807

## 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,735,658
売 上 原 価		5,359,713
売 上 総 利 益		1,375,945
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,372,799
営 業 利 益		3,145
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,145	
そ の 他	19,090	28,235
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,213	
新 株 発 行 費 償 却	39,694	
そ の 他	3,971	89,879
経 常 損 失		58,497
特 別 利 益		
解 約 違 約 金 収 入	24,828	
そ の 他	2,501	27,329
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,284	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	38,192	
減 損 損 失	80,460	
店 舗 転 貸 損 失	85,155	
そ の 他	4,306	220,399
税 引 前 当 期 純 損 失		251,567
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		11,325
当 期 純 損 失		262,892

## 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	合計	その他利益 剰余金		
					繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残	3,070,080	2,951,360	59,928	3,011,288	68,746	54,388	6,095,726
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失					262,892		262,892
自己株式の取得						127	127
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計					262,892	127	263,020
平成19年3月31日 残	3,070,080	2,951,360	59,928	3,011,288	194,146	54,515	5,832,706

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日 残	9,829	63,200	6,168,756
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			262,892
自己株式の取得			127
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	71,481	41,400	112,881
当期変動額合計	71,481	41,400	375,901
平成19年3月31日 残	61,651	21,800	5,792,854

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により  
処理し、売却原価は移動平均法によ  
り算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法

### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得し  
た建物(建物附属設備を除く。)につい  
ては定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりで  
あります。

建物16～50年

無形固定資産……定額法

### 5. 繰延資産の処理方法

新株発行費……3年間で均等償却しております。

### 6. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、  
一般債権については貸倒実績率により、  
貸倒懸念債権等特定の債権については個  
別に回収可能性を勘案し、回収不能見込  
額を計上しております。

賞与引当金……従業員に支給する賞与に充てるため、支給見  
込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計  
上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度  
末における退職給付債務(自己都合要支給  
額)を計上しております。

### 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の  
ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る  
方法に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 9. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

### (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,771,054千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

建	物	440,522千円
土	地	2,001,703千円
合	計	2,442,226千円

#### 担保に係る債務

短期借入金	600,000千円
1年内返済予定長期借入金	262,798千円
長期借入金	927,623千円
合	計 1,790,421千円

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,271,939千円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権 | 300,000千円   |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	販売費及び一般管理費	28,168千円
営業取引以外の取引による取引高		5,640千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

普通株式	1,215,800株
------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失累計額	1,817,389千円
繰越欠損金	843,077千円
退職給付引当金	23,059千円
投資有価証券	15,505千円
賞与引当金	7,507千円
長期前払費用	7,253千円
未払事業税	2,638千円
一括償却資産	1,540千円
その他有価証券評価差額金	25,030千円
その他	127,300千円
繰延税金資産小計	2,870,303千円
評価性引当額	2,870,303千円
繰延税金資産合計	-

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、EDI発注システム等があります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱アボ ロ・イン ベストメ ント(現 ステラ・ グループ ㈱)	被所有 直接44.92%	役員の兼任	新株予約権の 発行	-	新株予約権	51,100

## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高
子会社	東西キャピタル㈱	所有 直接100%	役員の兼任	利息の受取 (注1)	5,640	短期貸付金	300,000
子会社	㈱ダイヤモンドエージェンシー	所有 間接90%	役員の兼任 ホームページの作成、 ブランディング支援	業務委託料の 支払い(注2)	7,095	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 東西キャピタル㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案した相当と認められる料率として年率1.875%の利息を受け取っています。

(注2) ㈱ダイヤモンドエージェンシーに対する業務委託料及び取引条件については、当社と関係を有しない第三者との取引と同様の条件によっております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 3. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ファースト・パートナーズ・グループ㈱ (注1)	-	役員の兼任 増資、提携及びこれらに関する会計・税務・法務に関する実務支援	業務委託報酬 (注2)	4,800	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ファースト・パートナーズ・グループ㈱は、当社取締役会長平山達大氏が議決権の過半数を所有しております。

(注2) ファースト・パートナーズ・グループ㈱に対する業務委託報酬及び取引条件については、当社と関係を有しない第三者との取引と同様の条件によっております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 147円24銭

(2) 1株当たり当期純損失 6円71銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成19年5月18日

株式会社オーエー・システム・プラザ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 水野信勝 ㊞

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 石倉平五 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーエー・システム・プラザの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、統括する取締役等と意思疎通を図り、報告を受けると共に子会社からも事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月21日

株式会社オーエー・システム・プラザ監査役会

常勤監査役 藤 井 弘 之 ㊞

監 査 役 佐 藤 修 一 ㊞

監 査 役 太 原 正 裕 ㊞

(注) 監査役 佐藤修一及び太原正裕は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件  
 今後の機動的な資金政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その効力発生後、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、損失を全額処理したいと存じます。

1. 減少する準備金の額  
 資本準備金2,951,360,000円のうち全額2,951,360,000円
2. 準備金の減少が効力を生じる日  
 平成19年6月30日
3. 減少する剰余金の額  
 その他資本剰余金 194,146,017円
4. 増加する剰余金の額  
 繰越利益剰余金 194,146,017円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
  - (1) 当会社の事業年度の末日を3月31日から2月末日に変更するため、所要の変更を行うものであります。
  - (2) 株主総会の運営を円滑に行うため株主総会を本店所在地にする規程(第15条)を新設するものであります。
2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>3月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>2月末日</u> とする。
(株主総会の招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて臨時にこれを招集する。 ( 新 設 )	(株主総会の招集) 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>5月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて臨時にこれを招集する。
第15条 ( 省 略 )	(株主総会の招集地) 第15条 当会社の株主総会は、 <u>愛知県名古屋市</u> で開催する。
第44条 (事業年度)	第16条 ( 現 行 ど お り )
第45条 当会社の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日</u> までの1年とする。	第45条 (事業年度) 第46条 当会社の事業年度は、 <u>毎年3月1日から翌年2月末日</u> までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第47条</p> <p>2. 当社は、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。</p> <p>（新 設）</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第48条</p> <p>2. 当社は、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第46条の規定にかかわらず平成19年4月1日から始まる第26期事業年度は平成20年2月末日までの11ヶ月とする。</u> <u>なお、本付則は、平成20年2月期に関する定時株主総会の時をもって、これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役大喜章徳、平山達大、ブレンダン・マクマーン、加納順一、長谷川泰規、アンドリュー・マンケヴィッチ、笠間康弘の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	大喜章徳 (昭和43年9月28日生)	<p>平成11年4月 当社入社</p> <p>平成13年4月 当社経営戦略室課長</p> <p>平成13年6月 当社経営戦略室課長兼電算室室長</p> <p>平成13年7月 当社執行役員 経営戦略室室長兼電算室室長</p> <p>平成13年12月 当社取締役副社長経営戦略室室長兼電算室室長</p> <p>平成14年7月 当社取締役副社長経営戦略室室長</p> <p>平成15年12月 当社代表取締役社長</p> <p>平成16年12月 当社専務取締役</p> <p>平成17年6月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>平成19年4月 東西キャピタル㈱取締役(現任)</p> <p>平成19年5月 ㈱アポロ・インベストメント(現ステラ・グループ㈱)取締役(現任)</p>	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
2	平 山 達 大 (昭和44年3月16日生)	平成4年10月 ケービーエムジーピー ートマーウィック ニューヨーク事務所 入所 平成6年8月 米国公認会計士試験 合格 平成9年2月 ソフトバンク㈱入社 関連事業室室長代行 平成9年4月 日本公認会計士登録 平成10年7月 ㈱ギャガ・コミュニ ケーションズ入社 経営戦略室長 平成12年5月 ㈱プライスダウン・ ドット・コム代表取 締役 平成13年4月 ファースト・パート ナーズ・グループ㈱ 設立 代表取締役 (現任) 平成16年12月 当社取締役 平成17年9月 ㈱アポロ・インベス トメント(現ステ ラ・グループ㈱)取 締役会長 平成17年11月 当社取締役会長(現 任) 平成18年5月 ㈱アポロ・インベス トメント(現ステ ラ・グループ㈱)代 表取締役会長(現 任) 平成19年4月 東西キャピタル㈱監 査役(現任)	- 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3	ブレンダン・マクマーン (昭和34年11月30日生)	<p>平成6年6月 インターセップ社営業部アジアマーケティングアドバイザー</p> <p>平成10年6月 EU(欧州連合)より(株)電通ブランディング事業部へ派遣</p> <p>平成10年11月 インターブランドジャパン(株)グローバル戦略、シニアコンサルタント</p> <p>平成12年12月 PCCW(香港本社)グローバルブランディング、ヴァイスプレジデント</p> <p>平成17年11月 (株)ダイヤモンドエージェンシー取締役副社長COO</p> <p>平成18年3月 当社執行役員副社長</p> <p>平成18年3月 東西キャピタル(株)代表取締役</p> <p>平成18年5月 (株)アポロ・インベストメント(現ステラ・グループ(株))取締役</p> <p>平成18年6月 当社取締役副社長(現任)</p> <p>平成18年11月 (株)ダイヤモンドエージェンシー取締役副会長(現任)</p>	- 株
4	長谷川 泰 規 (昭和42年5月24日生)	<p>昭和62年12月 当社入社</p> <p>平成6年7月 仙台店店長</p> <p>平成8年9月 山形店店長</p> <p>平成13年1月 営業部次長</p> <p>平成13年7月 執行役員中古商品部部长</p> <p>平成14年12月 執行役員営業本部ゼネラルマネージャー</p> <p>平成16年11月 執行役員東日本事業部部长</p> <p>平成17年4月 東日本事業部部长</p> <p>平成17年10月 店舗開発部マネージャー</p> <p>平成18年6月 当社取締役(現任)</p>	3,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
5	松浦 清 (昭和43年10月16日生)	平成5年10月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 平成13年8月 イーソリューションズ(株) 在籍 戦略コンサルタント 平成14年9月 (株)ジャクスタポーズ 設立 代表取締役就任(現任) 平成18年5月 (株)アポロ・インベストメント(現ステラ・グループ(株)) 取締役副社長 平成18年5月 株式会社エルメ 取締役(現任) 平成19年3月 (株)アポロ・インベストメント(現ステラ・グループ(株)) 代表取締役社長(現任) 平成19年4月 東西キャピタル(株) 代表取締役(現任)	- 株
6	鉄尾 佳司 (昭和29年5月22日生)	昭和52年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング(株) 昭和54年12月 小西六写真工業(株)(現コニカミノルタホールディングス(株))入社 昭和62年9月 三井信託銀行(株)(現中央三井信託銀行(株))入社 平成19年3月 (株)アポロ・インベストメント(現ステラ・グループ(株))入社 管理本部長(現任) 平成19年4月 東西キャピタル(株) 取締役(現任) 平成19年5月 (株)プロジェ・ホールディングス 取締役就任(現任)	- 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
7	古川善健 (昭和39年8月31日生)	昭和62年4月 東洋信託銀行(株)現三菱UFJ信託銀行(株)入社 平成11年12月 (株)おりこんダイレクトデジタル(現オリコン(株))入社 管理部長 平成12年6月 同社取締役管理本部長 平成14年6月 同社執行役員社長室長兼人事総務本部長 平成17年4月 (株)アドバンスト・メディア入社 経理財務部長 平成19年4月 (株)アポロ・インベストメント(現ステラ・グループ(株))入社 財務部長(現任) 平成19年5月 株式会社プロジェ・ホールディングス 取締役就任(現任)	-株

- (注) 1. 取締役候補者平山達大氏は、ファースト・パートナーズ・グループ(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に財務戦略支援にかかわる業務委託等の取引があります。
2. 取締役候補者松浦清氏は、東西キャピタル(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に短期貸付金及び利息の受取の取引があります。
3. 上記以外の取締役候補者との間には、いずれも特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社の取締役に対するストックオプション報酬等上限枠設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成3年12月25日開催の第9回定時株主総会において、年額100,000千円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認をいただいております。

会社法（平成17年法律第86号）施行により、ストックオプションが、株主総会においてご承認をいただくべき報酬等に含まれることとなったことから、優秀な取締役を確保・登用するため、上記報酬等の上限枠とは別枠にて、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額として社外取締役以外の取締役について年額4,000千円以内としてご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権報酬は第6号議案で付議させていただく新株予約権報酬枠とも別枠であり、本新株予約権の割当対象者は新株予約権と引換に金銭の払込を要しないものとなっております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、本総会に付議いたしました取締役選任議案が原案どおり可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役0名）となります。

本新株予約権に関する報酬等の額は、各新株予約権の公正価値（ただし議案決定時におけるブラック・ショールズモデルによる試算値）に社外取締役以外の取締役に割当てる新株予約権の予定上限数を乗じた金額に経済情勢の変動を踏まえて算定いたしました。

なお、ストックオプションとして割当てる新株予約権の内容の概要は、下記のとおりであります。

## 記

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式40,000株を上限とする。  
(毎年定時株主総会終結の時から翌事業年度の定時株主総会終結の時までの上限数)  
ただし本総会終結後に、当社が株式の分割、株式の併合、株主割当の方法により募集株式の発行または株式無償割当を行う場合もしくは合併、株式交換または会社分割等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。
- (2) 発行する新株予約権の数  
当社普通株式40個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
- (3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額  
金銭の払込を要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。ただし、当該価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。  
ただし本総会終結後に、当社が株式の分割、株式の併合、株主割当の方法により募集株式の発行または株式無償割当を行う場合もしくは合併、株式交換または会社分割等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日から7年の範囲内で、別途取締役会において定める。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (7) その他の募集事項および上記(1)ないし(6)の詳細または細目については、取締役会決議により定めることとする。

### 第5号議案 当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社子会社の取締役および従業員に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本新株予約権は、第4号議案にて付議させていただく新株予約権と同一の主旨のものであり、対象者を当社子会社の取締役および従業員とするものであります。

#### 1. 本新株予約権を当社子会社取締役および従業員に対して割当てる理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、当社子会社の取締役および従業員に対し、スト

ックオプションとして新株予約権を無償で発行するもの  
あります。

## 2. ストックオプションとして割当て新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式330,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

### (2) 発行する新株予約権の数

330個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。

### (3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額

金銭の払込を要しないものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。ただし、当該価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

新株予約権割当日後に、当社普通株式について株式の分割または併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株

式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読替えるものとする。

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成22年1月1日から平成25年12月31日
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の権利行使の条件  
対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、解任によらない退任、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。  
その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 合併時の新株予約権の承継の方針等（当社が消滅する場合に限る。）  
合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付するものとする。
- (11) 新株予約権行使時の端数の調整  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 上記(1)ないし(11)の詳細および(1)ないし(11)に記載のない事項については、取締役会決議により定めることとする。

## 第6号議案 当社の取締役に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬額は、平成3年12月25日開催の第9回定時株主総会において、年額100,000千円以内（取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）とご承認をいただいております。

当社取締役（社外取締役を除く）に対して業績に対する責任を明確にすると同時に目標達成意識を高めるため、報酬形態を業績連動型とし、インセンティブプランとして業績達成行使条件付新株予約権の付与を行うことといたしました。会社法（平成17年法律第86号）施行により、ストックオプションが、株主総会においてご承認をいただくべき報酬等に含まれることとなったことから、上記報酬等の上限枠とは別枠にて、業績達成行使条件付新株予約権として割当てる新株予約権に関する報酬等の額として社外取締役以外の取締役について年額800千円以内としてご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権報酬は第4号議案で付議させて頂く新株予約権報酬枠とも別枠であり、本新株予約権は業績達成行使条件付であることを鑑み割り対象者は新株予約権と引換に金銭の払込を要することとし、内容につきましては毎年見直しを行う予定です。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、本総会に付議いたしました取締役選任議案が原案どおり可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役0名）となります。

本新株予約権の発行時におけるブラック・ショールズモデルにより算定された評価額に、業績達成行使条件等を付したことによる一定割合の減価をなした額を1株当たりの払込み金額とする予定です。なお、新株予約権の公正価値に関する様々な見解への対応を可能にするため、議案決定時におけるブラック・ショールズモデルにより算定された評価額（試算値）に対する一定割合に、取締役に割当てる新株予約権の予定上限数を乗じた金額を、本新株予約権に関する報酬等の額として算定いたしました。

なお、業績達成行使条件付新株予約権として割当てる新株予約権の内容は、下記のとおりであります。

### 記

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式50,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 発行する新株予約権の数  
50個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
- (3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額  
1株当たりの払込金額は、ブラック・ショールズモデルにより算定された新株予約権評価額に、業績達成行使条件等を付したることによる一定割合の減価をなした額であって1円以上の額とする。これに新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額を新株予約権と引換に払込む金銭の額とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。  
新株予約権割当日後に、当社普通株式について株式の分割または併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読替えるものとする。

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年6月1日から平成22年5月31日
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40

条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、付与時の地位と同一であるか当社グループの取締役であることを要する。ただし、解任によらない退任、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

ステラ・グループ株式会社「新中期事業計画」に掲げた各対象会社のうち割当契約において定めたものにかかる平成20年2月期の損益計算書( )における経常利益、税引前当期純利益の実績値その他割当契約で定める値の単純平均値を同計画における平成20年2月期の損益計算書における経常利益および税引前当期純利益の計画値その他割当契約で定める値の単純平均値で除した商が次の各号に定める場合、新株予約権者は、当該新株予約権者に割当てられた本新株予約権の総数に当該各号に定める割合を乗じた数を超えて、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 1.0未満0(行使できない)

(ロ) 1.0以上1.2未満50%

(ハ) 1.2以上1.5未満75%

(ニ) 1.5以上100%

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

当社の親会社であるステラ・グループ株式会社の連結会計年度は2月末日となっておりますためこのように記載しております。なお、本総会に付議いたしました定款一部変更議案が原案どおり可決されますと、当社の事業年度の末日は2月末日となります。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権の全部を発行価額相当額にて取得することができる。

(10) 合併時の新株予約権の承継の方針等(当社が消滅する場合に限る。)

合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付

するものとする。

- (11) 新株予約権行使時の端数の調整  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 上記(1)ないし(11)の詳細および(1)ないし(11)に記載のない事項については、取締役会決議により定めることとする。

#### 第7号議案 当社子会社の取締役に対し業績達成行使条件付新株予約権を発行する件

当社子会社の取締役に対して、インセンティブプランとして付与する業績達成行使条件付新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本業績達成行使条件付新株予約権は、第6号議案にて付議させていただく新株予約権と同一の主旨のものであり、対象者を当社子会社の取締役とするものであります。

- 1. 本新株予約権を当社子会社取締役に対して割当てる理由  
当社子会社の取締役に対して連結業績に対する責任を明確にすると同時に目標達成意識を高めるため、インセンティブプランとして業績達成行使条件付新株予約権の付与を行うものです。  
本新株予約権は業績達成行使条件付であることを鑑み割当対象者は新株予約権と引換に金銭の払込を要することとしております。本新株予約権と引換に払込む金銭の額は、第三者機関に依頼の上、ブラック・ショールズモデルにより公正価値の算定を行い、当該価額を参考に発行価額を決定いたします。

- 2. 業績達成行使条件付新株予約権として割当てる新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式250,000株を上限とする。  
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 発行する新株予約権の数  
250個を上限とする。  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
- (3) 新株予約権と引換に払込む金銭の額  
1株当たりの払込金額は、ブラック・ショールズモデルにより算定された新株予約権評価額に、業績達成行使条件等を付したことによる一定割合の減価をなした

額であって1円以上の額とする。これに新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額を新株予約権と引換に払込む金銭の額とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均価額とする。  
 新株予約権割当日後に、当社普通株式について株式の分割または併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読替えるものとする。

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併、株式交換、会社分割を行う場合など調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 平成20年6月1日から平成22年5月31日
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の権利行使の条件  
 対象者として新株予約権を付与された者は、新株

予約権行使時においても、付与時の地位と同一であるか当社グループの取締役であることを要する。ただし、解任によらない退任、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

ステラ・グループ株式会社「新中期事業計画」に掲げた各対象会社のうち割当契約において定めたものにかかる平成20年2月期の損益計算書（ ）における経常利益、税引前当期純利益の実績値その他割当契約で定める値の単純平均値を同計画における平成20年2月期の損益計算書における経常利益および税引前当期純利益の計画値その他割当契約で定める値の単純平均値で除した商が次の各号に定める場合、新株予約権者は、当該新株予約権者に割当てられた本新株予約権の総数に当該各号に定める割合を乗じた数を超えて、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 1.0未満0（行使できない）

(ロ) 1.0以上1.2未満50%

(ハ) 1.2以上1.5未満75%

(ニ) 1.5以上100%

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。

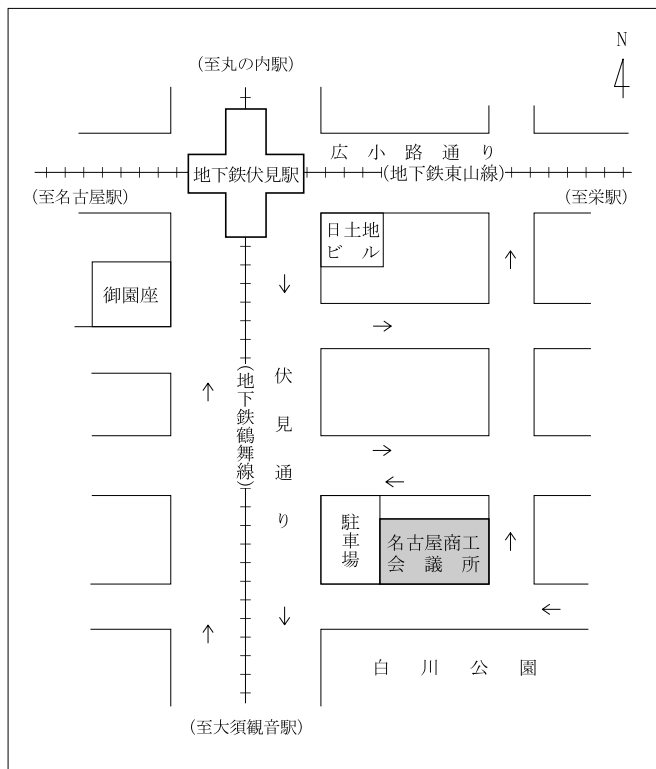
当社の親会社であるステラ・グループ株式会社の連結会計年度は2月末日となっておりますためこのように記載しております。なお、本総会に付議いたしました定款一部変更議案が原案どおり可決されますと、当社の事業年度の末日は2月末日となります。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権の全部を発行価額相当額にて取得することができる。
- (10) 合併時の新株予約権の承継の方針等（当社が消滅する場合に限る。）  
合併契約書に合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併比率に応じて新株予約権を交付するものとする。
- (11) 新株予約権行使時の端数の調整  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 上記(1)ないし(11)の詳細および(1)ないし(11)に記載のない事項については、取締役会決議により定めることとする。

以上

## 株主総会会場のご案内

会 場 名古屋市中区栄二丁目10番19号  
名古屋商工会議所 3階第6会議室  
☎ 052-223-5620



交通機関 地下鉄東山線  
「伏見駅」下車(5番出口)徒歩3分  
地下鉄鶴舞線